

消食表第 210 号
令和 2 年 6 月 18 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）が一部改正され、同規則第 12 条及び別表第 1 に規定する人の健康を損なうおそれのない添加物として、「ジフェノコナゾール」（防かび剤）が指定されました。

また、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）が改正され、既存添加物「イソアルファ一苦味酸」、「高級脂肪酸」及び「生石灰」について、成分規格が新たに規定されました。

上記改正に係る事項のほか、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。